

取扱区分：「公開」

平成29年第2回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成29年2月10日(金) 10時01分～

於：周南市徳山保健センター 健康増進室3

平成29年第2回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成29年2月10日（金） 午前10時01分 ～ 10時51分

2 場 所 周南市徳山保健センター 健康増進室3

3 会議に付した議案

議案第3号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
報告第6号	農地法第3条の規定による届出について	3件
報告第7号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	2件
報告第8号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	5件
報告第9号	非農地証明について	3件
報告第10号	農地の転用の制限の例外による届出について	2件
報告第11号	農地所有適格法人報告書の提出について	3件

4 出席委員

第1番	山崎光夫君	第3番	秋貞啓子君
第4番	白石純治君	第5番	有馬俊雅君
第6番	小林一雄君	第7番	高橋恵君
第9番	杉村龍男君	第10番	藤井和典君
第11番	梅田洋治君	第12番	椎木人志君
第13番	大江静人君	第14番	弘中壽君
第15番	江波一男君	第16番	田中榮作君

第17番	野村一男君	第18番	藤井孝君
第19番	笠井保雄君	第20番	松岡清治君
第21番	藤井澄子君	第22番	大田幹代君
第23番	歳光時正君	第24番	杉村洋治君
第25番	藤井允雄君	第26番	福田栄司君
第27番	山崎弘子君	第28番	林定子君
第29番	村木実君	第30番	松田孝行君
第31番	岩田学君 (職務代理者)		
第32番	西田孝美君 (会長)		

5 欠席委員

第2番	水井規雅君
第8番	長谷川和美君

6 関係人

なし

7 事務局職員

局長	茅原道夫	次長	藤井豊
次長補佐	吉原浩子	書記	時重智一

事務局長

皆さん、おはようございます。

総会に先立ちまして、先般、お母様が亡くなりました●●委員さんよりご挨拶がございますので少し時間をいただきたいと思います。

【第●●番 ●● ●●委員 挨拶】

ありがとうございました。

では次に、総会に入る前に携帯電話につきましては、確認の方をよろしくお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は32名中30名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

本日の欠席は、第2番 水井 規雅 委員、第8番 長谷川 和美 委員の2名でございまして周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

次に、総会の開始前に、議案書の修正を2件お願いします。

議案書2ページ、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について」の4番につきまして、「土地の所在地」の欄で一番最後にあります「大字●●●字●●1577-1」とその横の「登記地目・登記面積」の欄で同じく最後にあります「田 1,821平方メートル」を削除していただき、併せて、「譲受理由・譲渡理由」欄で「5筆 5,866平方メートル」を「4筆 4,045平方メートル」に訂正、また、同じく農地法第3条許可申請の5番につきまして、「土地の所在地」の欄で「大字●●●」の次に字の「●●」を3筆ともに付け加えていただきますようお願いいたします。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時01分 ～ ）

議長

おはようございます。それでは只今より、平成29年第2回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、
第3番、秋貞 啓子委員さん、第23番、歳光 時正委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第3号を議題といたします。

事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案5件でございます。

それでは、まず1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の222平方メートル、畑、3筆の11,712平方メートル、原野、3筆の2,372平方メートル、山林、1筆の1,993平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の山林、1筆の1,028平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の山林、1筆の5,806平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の山林、1筆の422平方メートル、合計、11筆の23,555平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、後程、今月の総会で報告します、農地法第3条の規定による届出がありました「農地売買等事業」で、譲受人は、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」から申請地を買い受けて事業を継承され新規就農されるものでございます。

なお、この農地法第3条の届出は、本来は先月の総会で報告するところでしたが、事務局の手違いで今月報告させていただきました。大変申し訳ございませんでした。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、耕作要件、

農機具の保有状況、農作業に従事する状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

なお、農機具につきましては、自己保有の農機具はないが、今後の購入予定としては、乗用草刈機、スピードスプレイヤー、軽トラック、耕耘機、トップカー等を購入する計画とのことであります。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当していません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると思込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は235アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、梨、ぶどうの果樹園をされるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第7番

7番の●●です。2月3日に申請人と現地にて確認をしましたので報告します。なお、譲渡人は、農地売買等事業の実施により公益財団法人やまぐち農林振興公社となっております。現地は、ぶどう・梨を栽培しております観光農園を営んでいます。譲受人は、新規就農者で農園の前所有者が高齢で続けて行くことが難しくなってきたため、後継者を探していたことを知り、現地にて夫婦で研修をしておりました。今回、2年間の研修期間を終え、農地売買等事業を活用して農園を継承することとなりました。夫婦とも熱心に取り組んでおり、今は、ぶどう・梨の剪定の作業も一通り済んでおりました。

農園の継承もスムーズに進んでいるように思われます。以上のことから今回の申請も問題ないと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

2番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●に所在する農地の田、2筆の2,532平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人の9分の1の持分全部移転でありまして、遠方に住んでおり耕作できないため、また、譲受人は平成27年11月に9分の8の持分移転を受けて耕作しておられますが、今回、贈与により残りの持分9分の1を譲り受けられ営農活動に力を入れられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前より管理しており、耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある

日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は64アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、引き続き水稻を栽培されることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第20番

第20番の●●です。第2番について、去る、1月31日に申請人と立会いをいたしましたので報告いたします。申請地は、以前、譲受人が利用権設定して耕作していた田であり、平成27年11月の議案第37号3番で持分の9分の8を、そして、今回残りの持分の9分の1についても譲り受けられ引き続き水稻を作付けされるとのことです。問題ないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

事務局長

続きまして、3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

3番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の466平方メートル、同じく大字●●字●●●●に所在する農地の田、1筆の985平方メートル、合計、2筆の1,451平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は高齢であり、管理できないことからから近隣の譲受人に譲り渡すとされ、譲受人は、譲渡人からの申出により、申請地が今回、取得する予定の居宅の近くであることから、譲り受けられ経営規模の拡大を図られるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、トラクター等農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、申請地は、以前に第三者と利用権設定されておられましたので、今回、合意解約届出書が提出されております。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は60アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、柿、イチジク等の果樹及び玉ねぎ、白菜等野菜を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第3番

3番の●●です。去る、2月8日に譲受人と現地の確認に行きまして参りました。現地は、●●市街地に居住する譲渡人の別荘として使用されていた建物のそばの農地とその近くの田であります。高齢のため譲渡人が、自宅より出向いて管理することが困難となったため、この度、弟にあたる譲受人に権利を渡されることとなりました。現在は、市街地に居住している譲受人も近い将来、現地にある住宅に住むことを決めておられますので、農地の管理も可能となります。よろしくご検討ください。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、4番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の田、4筆の4,045平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、お二人は兄妹の関係で、譲渡人は、譲受人の申

出により譲り渡すとされ、譲受人は以前所有していた農地を買い戻して農業を継続されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

なお、申請地は、以前に双方で利用権設定されておられましたので、今回、合意解約届出書が提出されております。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断します。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は127アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、現状も、水稻を耕作されており継続して耕作されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第27番

27番の●●です。4番について説明します。去る、2月6日に譲渡人と現地確認をしました。譲受人とは、電話で確認しました。譲渡人と譲受人は兄妹で、これまでも利用権設定をされ譲受人が耕作をされておりました。今回

の利用権の更新にあたり、譲受人からの申出により譲り渡すこととなりました。なお、農繁期等には、息子さんも手伝いをされると聞いております。申請書、位置図、分間図、営農計画書が添付され、問題はないと思いますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局長

次に、5番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●●字●●●に所在する農地の田、2筆の6,280平方メートル、畑、1筆の419平方メートル、合計、3筆の6,699平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、これは、農地法第3条の規定による届出がありました「農地売買等事業」で、譲受人は、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」から申請地を買い受けて事業を推進され、パイプハウスの設置等により更に規模拡大を図られるものでございます。

なお、後程、この件は報告第6号3番において報告します「農地法第3条の規定による届出」がされております。これは、以前にも説明いたしましたように、「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が農地売買等事業により一旦買い受けられたもので、その場合は許可は不要とされているものがございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると思込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれると判断いたします。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は932アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、種子用水稲を作付けされるほか、施設ほうれん草等を栽培されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第30番

30番の●●です。この件については、12月19日に、現地を事務局、譲受人、譲渡人と中間管理機構の職員とで相談・協議しました。また、1月31日に譲受人と現地を確認しました。周辺の農地の承諾についても確認したところです。なお、この農地に10棟程度のハウスを設置されるとのことです。規模拡大ということであり、農機具等についても十分であると思ひます。特に問題ないと思ひますのでよろしくお願ひします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第4号を議題とします。

なお、1番及び2番につきましては、譲受人が同一で、土地の所在も同一でありますので、一括して事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

議案書の3ページをお願いいたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条の規定による許可申請は1議案3件でございます。

それでは、1番及び2番につきましては、譲受人が同一で土地も隣接しており、一体利用という事で一括してご説明いたします。

譲受人は、市内で自動車整備業を営んでいる事業主です。

申請地は、登録番号のない自動車の移動等で県道を通らずに整備工場の裏側から車両を進入する目的で申請されました。

また、譲渡人は20年前から田として使用していない部分であり、農地を耕作するうえで影響もないことから今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、●●●●●●支所から北に約600メートルのところに位置し、県道●●●●線の西側となります。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、2筆ございます。まず、大字●字●●●121番9、地目は田、地積は183平方メートル、次に大字●字●●●122番10、地目は田、地積は144平方メートルで、合計327平方メー

ルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございますが、工事概要について少し概略をご説明いたします。施行延長につきましては、46.0メートル、有効幅員4.0メートル、路面については、アスファルト舗装工での仕上がり、法面につきましては、張芝工、道台につきましては、ブロック積工の施行となっております。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては都市計画法により用途地域が存在している第3種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、申請地は用途地域内であり、農地法施行規則第44条第3号に該当し許可の対象となるものです。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び定期貯金証書が添付されておりまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、申請地の中央付近に赤線があり、工事を施工する上で、部分的に加工が生じることから、平成29年1月19日付けで●●課より法定外公共物の加工許可書を受けておられます。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されており問題なしと判断されます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

第19番の●●です。農地法第5条の許可申請の調査報告をいたします。第1番について、去る2月3日、申請人と現地で意思確認並びに調査したことを報告いたします。申請地の●●●●●、●地区で国道●号線、●交差点から●●方面へ約100メートルから150メートル位の所に位置します。申請地は地目、田で183平方メートル、細長い狭小の農地で、また、山際にあり日照も悪く、果樹園として利用されていました。現況は、梅の木が植栽され草も刈ってありました。譲渡人は、高齢であるとともに2年前から病気のため、稲作、野菜栽培も休耕されています。今後も農作業は無理であることから売却したいとのことです。譲受人は、自動車整備業を営んでいる業者さんで以前近くに自動車置場を購入されており、工場から約100メートル離れているため登録番号のない自動車の移動等県道を通らずに直接進入する進入路が必要となり、今回の申請となったとのことでした。申請地を購入し進入路としたいとのことで、その他の事については、事務局のとおりで省略します。資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付され被害防除計画書に添って調査しましたが何ら問題ないと思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

続いて2番についても説明いたします。内容については1番と同様で、申請地も1番と2番は隣接しており、同じ状況です。面積は、144平方メートルで細長い狭小の農地です。この譲渡人の農地も畑で果樹園として利用されおり、現況も草もなく農地管理されておりました。1番の譲渡人と同様で高齢で農地の耕作は無理であり、他の所有農地も草刈りだけがされ農地管理されておられます。そのため売却したいとのことであります。以下は1番とほぼ同様ですので省略させていただきます。何ら問題ないと思われま。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番及び2番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

次に、議案第3号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして3番につきまして、事務局よりの議案の説明をお願いいたします。

事務局次長

農地法第5条の規定による許可申請についての3番についてご説明いたします。

申請人は、市内で建設業を営んでいる事業主です。

現在の資材置場が、借地で約6キロメートル離れた位置にあり、今回の申請地は、事業所の隣の場所であり、また、譲渡人は、遠距離に居住しており、耕作が困難であるということで、今回の申請となったものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。

申請地は、JR●●線●●駅から北に約150メートルのところに位置しております。

(スクリーンに、位置図を表示)

申請地の所在につきましては、5筆ございます。大字は、全て●、小字は全て●●ですので、地番、地目、地積のみを説明いたします。

まず、273番1、地目は畑、地積は114平方メートル
続きまして、274番1、地目は田、地積は315平方メートル、
続きまして、274番3、地目は田、地積は364平方メートル、
続きまして、274番4、地目は田、地積は419平方メートル、
続きまして、274番5、地目は田、地積は101平方メートル、
以上5筆で、合計、1,313平方メートルでございます。

(スクリーンに、分間図、土地利用計画図を表示)

こちらが、分間図でございます。

続きまして、土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準についてご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、鉄道の駅より300メートル以内にある
第3種農地に該当いたします。

資力及び信用につきましては、資金計画書及び残高証明書が添付されてお
りまして、適当であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございませ
ん。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業
計画書により適当と思われれます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み・協議の状況等につきましては、開
発行為でない旨の届出が29年1月13日付けで受理されております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付され
ており、雨水につきましては、農業用排水路への排出でございます。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから

の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第19番

19番の●●です。農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。第3番について、去る、2月1日、申請人と現地で意思確認並びに調査したことを報告いたします。申請地は、JR●●線●●駅の北側、国道●●号線を挟んだ小高い丘の上に位置し、以前、総会の議案において2、3回紹介した場所です。周囲を山林で囲まれ民家が8軒あり、そのうち2軒が空家、農地も水利が悪く、現在耕作されている農地も減少、ほとんどが耕作放棄地となっております。申請地は、大字●●字●●273-1が地目、畑でその他の4枚は田となっております。現況は、背丈くらいの笹、カヤ等が繁茂しており、この農地は、両親が健在の時は、耕作されておりましたが、亡くなられてからは時々、譲渡人の方々が草刈りをして農地管理されておりましたが、仕事があることと遠隔地に住んでおられるため、難しく約10年近く耕作放棄地となっていました。今後、耕作する予定もないことから売却したいとのことでした。譲受人は、申請地から公道を挟んだ隣接地に住居があり、土木工事業を営んでおり、現在、近くに資材置場が無く離れた場所に2箇所に土地を借りているとのこと、作業性が悪く移動時間もかかるため今回この申請地を購入し資材置場として利用したいとのこと。造成はせず整地のみで、型枠材料、重機2台、ダンプ2台、車両、砕石、残土置場に利用したいとのこと。なお、申請書には資金計画書、事業計画書、土地利用計画図も添付され、被害防除計画書に添って調査しましたが、何ら問題もなく、周辺農地に与える影響もないと思います。以上、特に問題になることはないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第3号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

それでは、報告第6号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の4ページ、5ページをお願いいたします。報告第6号「農地法第3条の規定による届出について」を、ご説明いたします。

今回の届出については、3件ございまして、いずれも、農地利用集積円滑団体である「公益財団法人やまぐち農林振興公社」が売買事業により、一旦買い受けられるものでございます。なお、1番2番につきましては、現況は、樹園地となっており、3番につきましては田及び畑となっております。

農地の権利移動をする場合には、農地法第3条の許可が必要となりますが農業経営基盤強化促進法第7条第1項第1号に規定する農地利用集積円滑団体が、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地売買等事業の実施により権利を取得する場合には、農地法第3条第1項のただし書き規定、第13号により、許可は不要とされております。

添付書類を含め完備しておりましたので、事務局長専決により届出を受理いたしましたのでご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第6号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

続きまして、報告第7号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の6ページをお願いいたします。報告第7号「農地法第4条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は2件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第7号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第7号を終わります。

続きまして、報告第8号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の7ページをお願いいたします。報告第8号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は5件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第8号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第8号を終わります。

続きまして、報告第9号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の8ページをお願いいたします。報告第9号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございます。今回は3件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第9号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で報告第9号を終わります。

続きまして、報告第10号につきまして、事務局よりの報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の9ページをお願いいたします。報告第10号「農地の転用の制限の例外による届出について」を、ご説明いたします。

自己所有の農地を農業用道路等に転用する場合は、面積の制限はなく、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、農地法施行規則第29条第1号に規定され、農業委員会に文書を提出することで、許可を要しないとされているものでございます。

今回の届出2件は、これに該当し、添付書類も含め完備しておりましたので、農地法第4条の農地の転用の制限の例外として、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第10号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第10号を終わります。

続きまして、報告第11号につきまして、事務局より報告事項の説明をお願いいたします。

事務局長

議案書の10ページをお願いいたします。報告第11号「農地所有適格法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農地所有適格法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定により、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は3件ございました。添付書類も含め完備しており、農地所有適格法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。

なお、1番と2番につきましては、既に報告されておりましたが、事務局の不手際により総会での報告がされていないことが判明しましたので今回の報告となったものです。大変申し訳ありませんでした。

また、3番の法人さんの報告書については活動実績がなく今後解散される予定であるとお聞きしております。以上でございます。

議長

只今の報告第11号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第11号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成29年第2回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前10時51分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成29年2月10日

周南市農業委員会

会 長 西田孝美

委 員 巖光時正

委 員 秋貞啓子